

議案第 23 号

日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号中「大分県知事が指定する」を「大分県建築基準法施行細則（昭和 46 年大分県規則第 81 号）第 5 条に掲げる」に改め、同条第 3 項を削る。

第 12 条第 2 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「暘谷駅周辺地区整備計画区域」を「^{よう}暘谷駅周辺地区整備計画区域」に改める。

別表第 2 の 1 の部通佛・堀・佐尾地区の項中「通佛」を「通仏」に改める。

別表第 8 中「防犯燈及び街路燈」を「防犯灯及び街路灯」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に伴い所要の改正を行い、併せて字句を整理するため条例を改正をしたいので提出する。